

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 地籍調査事業計画の策定 (地域振興課) 一
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一
- 海岸保全区域の変更 (水産業基盤整備課) 一
- 漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 () 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 二
- 宮城県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日 (選挙管理委員会) 二

告 示

- 宮城県告示第四百七号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。
令和四年五月二十四日

一 調査を行う者の名称及び調査地域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	調 査 地 域
気仙沼市	古町二丁目一単位区域
白石市	字北川原等三単位区域 字上堰等八単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和四年 七月四日	美里町 小牛田	午前十時三十分から 午後二時まで	美里町役場本庁舎裏倉庫
七月五日	美里町 南郷	午前十時三十分から 午後二時まで	美里町役場南郷庁舎東側車庫
七月十一日	女川町 全	午前十時三十分から 午後二時まで	女川町庁舎
七月十二日	女川町 全	午前十時三十分から 午後二時まで	女川町庁舎
七月十三日	女川町 出島	午後一時から 午後二時まで	出島地区仮施設(番屋)
七月二十五日	角田市 全	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	角田市市民センター
七月二十六日	角田市 全	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	角田市市民センター

○宮城県告示第四百九号

海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条第一項の規定により、平成二十九年宮城県告示第五百二十七号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和四年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称	指定区域
漁港名	地	区
	岸	域

仙台湾沿	葛蒲田漁	葛蒲田地	次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ直線及びイ点とネ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点、宮城郡七ヶ浜町葛蒲田浜字宅地一・二地先の標鉄イ点、基点A点から一四七度〇六分三秒四八・五〇五メートルの地点 ロ点、イ点から二三〇度三一分二秒九五・五四九メートルの地点 ハ点、ロ点から三四三度三九分四五秒一三五・三五六メートルの地点 ニ点、ハ点から二五〇度一六分三秒八二・四・三五八メートルの地点 ホ点、ニ点から一九七度三五分一九秒九四・七五八メートルの地点 ヘ点、ホ点から二五六度一分〇八秒六三・〇八四メートルの地点 ト点、ヘ点から四度四二分一九秒九・五五一メートルの地点 チ点、ト点から二八四度一分一五秒二九・三四一メートルの地点 リ点、チ点から三三九度四六分二五秒五・一二三メートルの地点 又点、リ点から七六度一分〇九秒三九・五四四メートルの地点 ル点、又点から三四二度一四分三秒四一・六三二メートルの地点 ヲ点、ル点から二七三度一九分一四秒一六・六六一メートルの地点 ワ点、ヲ点から三二八度五一分〇四秒二八・三六一メートルの地点 カ点、ワ点から三三度五二分〇九秒五七・六九三メートルの地点 ヨ点、カ点から四七度〇五分三秒六三・五三二メートルの地点 タ点、ヨ点から七三度〇二分一秒二二五・八〇四メートルの地点 レ点、タ点から九二度四〇分二七秒三一・六三五メートルの地点 ソ点、レ点から八一度二五分四〇秒六・八五七メートルの地点 ツ点、ソ点から一六一度四三分〇〇秒四四・五八八メートルの地点 ネ点、ツ点から一一四度二〇分三秒六九・三六五メートルの地点
------	------	------	---

○宮城県告示第四百十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である七ヶ浜町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和四年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称	地区	指定区域
漁港名		海岸名	

仙台湾沿	葛蒲田漁	葛蒲田地	令和四年五月二十四日宮城県告示第四百八号により海岸保全区域として指定した宮城郡七ヶ浜町葛蒲田浜字宅地内の葛蒲田漁港海岸保全区域のうち葛蒲田漁港区域に接する区域
------	------	------	---

○宮城県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 柴田郡柴田町（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 干害の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び柴田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十七号

令和四年六月五日執行の宮城県議会議員補欠選挙（岩沼選挙区）に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和四年五月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

選挙時登録の基準日

令和四年五月二十六日